

半額に減額するに在り。

五、前記の各款に於て、次の各款に於て、左記の日付以前に全額償還
済みの債権は、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権
正額償還済みの債権は、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済
済みの債権は、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権
六、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
七、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
八、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款

九、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十一、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十二、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款

十三、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十四、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十五、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十六、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十七、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十八、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
十九、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款
二十、前記の各款に於て、左記の日付以前に全額償還済みの債権は、前記の各款

法人 協同會 名古屋出張所

財團 協同會 名古屋出張所

この形勢を見て午盾時左の如く揭示をなして請負制度の改正を發表
した。

揭示

奨励金制度を六月一日より次の如く改正す

イ、従来の利得時間の二分の一支給せる「ハルゼー」式を廢し利
得時間全部に對し奨励賃金を支給す

ロ、標準時間は従来のもの、八〇とす標準時間に無理あるもの
は改正す

ハ、利得率は最低三〇とす

ニ、従来の作業給は六月一日より之を廢止す

ホ、標準時間は本年末迄之を変更せず

以上

然し賃銀値上一減に就いて満足せず八日は殆んど製園其の他の特殊従
業を除いて全従業員に限り、九日の日曜休日には名古屋市東山公園に從
業員大會を開催せんとするも、益々激化せんとするの形勢を示し十